

(2)事務局説明

【これまでの経過】

商工会の中で、検討員会を組織し、議論を深められた。市では平成28年に商工会から要望を受け、「検討準備会」をつくり条例の必要性などを議論してきた。

令和3年4月には、商工会・商店街(会)・同友会から中小企業振興条例に対する意見や提言をまとめた要望書などをいただき、条例制定の機運醸成を受け、幅広い立場の方に意見をいただくための「検討会」を令和3年7月に立ち上げ、条例制定に向けた議論をしている。

【シンポジウムの目的】

市民・事業者の皆様との対話をもって条例への理解を深めていただくとともに、事業者の視点だけではなく、市民の皆様からの意見を頂戴したい。

【中小企業振興条例の説明】

中小企業の振興とは、①お店や企業の売上向上のための取組み(サービスや商品の魅力向上の取組み)、②事業者間での相互の受発注の取組み、③金融機関の取組み(融資・事業継承など)、④商工会や商店街のイベントなど。そして市民のみなさんの地域でお買い物をしようといった働きによって、売上げが増え、地域のお店が盛り上がる。そして、地域で魅力的なお店や企業が増えることにより、地域自体の魅力が向上し、まちににぎわいが生まれ、消費が拡大し、更なる中小企業の振興に繋がるという好循環が生まれていきます。この好循環を未来に渡って作っていくため、市内のお店や企業が育つ環境を皆で支え合っていくことが大切です。

全国的な人口減少の局面に入っておりますが、その中でも長岡京市が持続的ににぎわい、住みたい 住みつづけたいまちであり続けるため、企業が育つための環境を作るための「約束」として、条例を策定します。そのために、「どんなことであつたら自分ではできるか」「どんなことを周りにして欲しいか」をこのシンポジウムを通じて皆様に考え、お話いただきたいと思っております。